

# 「本人通知制度」に登録を

**Q** どのような制度？

**A** 本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者（国または地方公共団体の機関などを除く）に交付した場合に、事前登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送によりお知らせする制度です。

市では、平成25年1月4日から実施しています。

**Q** 制度のメリットは？

**A** 本人に通知することにより、住民票の写しなどの不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の防止・抑止を目的としています。

**Q** 登録方法は？

**A** 本人の登録（事前登録）が必要です。事前登録を希望する場合は、

制度の内容を確認の上、「票東市本人通知制度登録申込書」に必要な事項を記入し、提出してください。

- 対象：市の住民基本台帳または戸籍に記載されている人
- 持ち物：本人確認書類（運転免許証など）、代理の場合は委任状

**平成30年3月31日**  
**で**  
**証明書自動交付機を廃止**

庁舎総合窓口課横に設置している証明書自動交付機は、証明書交付の利便性向上のためコンビニ交付サービスを開始したことから、平成30年3月31日で終了します。

平成30年4月1日以降は、利用できなくなり、注意ください。



総合窓口課

☎ 551-0110 FAX 553-0250

## 旧RDエンジニアリング最終処分場 特定支障除去等事業実施計画(変更案)の意見書

旧RD最終処分場の対策事業は、滋賀県が平成25年3月に環境大臣の同意を得て、総額70億円の事業費で2次対策を実施しています。当初想定できなかった有害物掘削除去の傷害となる大型の鋼材などの存在が明らかとなり、その対策に費用を要することが見込まれることから、実施計画の事業費を変更することが必要となりました。これに伴い、本市に対して、滋賀県より変更案の意見照会があり、意見書を提出しました。

### 1. 実施計画の主な変更箇所

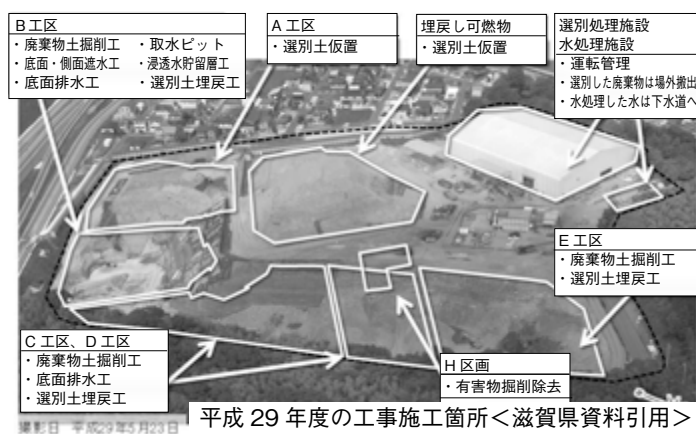
- (1) 有害物掘削除去に係る矢板設置工法について、施工に支障となる廃棄物が埋められていても対応可能な工法で行う。
- (2) 2次対策事業に要する費用を総額「約70億円」から「約81億円」に変更する。

### 2. 市の意見書

- (1) 対策工実施については、旧RD最終処分場周辺自治会との協定書および確認書を遵守するとともに、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止などの周辺環境対策ならびに有害ガスなどに対する安全対策を十分に講ずること。
- (2) 住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去および地下水汚

染の拡散防止などの対策を確実に実施するとともに、旧RD最終処分場跡地の利用に関して、市および周辺自治会などと協議すること。

(3) 工事期間については、当初の工期どおり完了すること。



※地下水の状況は周辺の調査結果から改善傾向にありますが、利用にあたっては引き続き十分に留意願います。

岡市役所 産業廃棄物対策室

☎ 551-0469 FAX 554-1123  
 滋賀県 最終処分場特別対策室  
 ☎ 528-3670 FAX 528-4849

## 池崎忠夫さんに 文部科学大臣表彰



池崎忠夫さん

池崎忠夫さん（出庭）が10月13日、文部科学大臣表彰となる「平成29年度地方教育行政功労者表彰」を受賞されました。

池崎さんは、平成17年10月1日から平成29年9月30日までの12年にわたり教育委員を務められました。平成22年10月からの2年間は委員長を歴任。本市教育行政の発展のために多大な尽力をされました。「今回の受賞を大変光栄に思っています。これも皆さまの長きにわたるご指導・ご支援の賜であり、心より感謝申し上げます」と話されています。

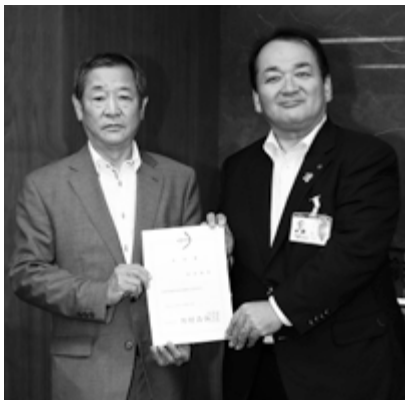
☎ 551-0129 551-0149  
☎ 551-0129 551-0149  
☎ 551-0129 551-0149

☎ 551-0129 551-0149

## 教育委員会新委員に 朽木徳壽さん

本市の教育委員に朽木徳壽さん（林）が10月1日付で就任されました。

朽木さんは平成8年から現在まで保護司を務められるとともに、栗東市青少年問題協議会副会長、栗東市青少年育成市民会議会長などを歴任。4月からは社会教育委員としても本市の教育振興に貢献いただいています。就任にあたり、「次代を担う若者のため、栗東市の教育のため、精一杯頑張ります」と抱負を述べられています。



市長から任命書を受け取る朽木さん（左）

☎ 551-0129 551-0149  
☎ 551-0129 551-0149  
☎ 551-0129 551-0149

☎ 551-0129 551-0149

# 子どもたちが外国語により親しむために

■移行期となる来年度から小学3・4年生に外国語活動を導入

小学校学習指導要領の改訂で、平成32年度から3・4年生に外国語活動が導入されます。また、5・6年生では、従来から体験をとおして学んできた外国語活動の内容に「読む・書く」などの内容を加え、「外国語科」という教科になります。来年度はその移行期として、市内小学校の3・4年生に外国語活動を導入する予定です。

小学校で外国語活動が始まって、本年度で9年目。効果的な指導方法について、どのような体験活動を設定すれば、子どもたちが外国語に慣れ親しむことができるのか、コミュニケーション能力を身につけることができるのか、学校間で授業を公開し合いながら、教員が日々、研究と研修を重ねています。



■意欲につなげる指導を目指し、教員が学び続けています

本年度は、今後の5・6年生での教科化に向けて「アルファベットの読み書き」が必須となることから、どうすれば音声から文字への滑らかな接続ができるのかを中心に夏季休業中に研修会を開催しました。

市内の小・中学校で活躍する外国語指導助手とともに、小・中学校の教員自らがゲームなどの体験からアルファベットの音声や文字の成り立ち、書き方などの指導法を学びました。

英語をとおして他者と関わることの楽しさを児童が十分に実感でき、「もっと英語を使いたい」という意欲につながる指導のあり方とはどのようなものなのか。教員たちは、外国語活動の教科化に向けて、学び続けています。

☎ 551-0130 551-0149  
☎ 551-0130 551-0149  
☎ 551-0130 551-0149

☎ 551-0130 551-0149



# 11月は児童虐待防止推進月間

## 児童虐待の連絡・子どもに関わる相談

- 栗東市家庭児童相談室  
☎551-0300 (平日10:15 ~ 17:15)
- 滋賀県中央子ども家庭相談センター  
☎562-1121 (平日8:30 ~ 17:15)
- 児童相談所全国共通ダイヤル  
☎189 (☎0570-064-000)  
近くの児童相談所に電話がつながります。
- 子どもを守るホットライン  
☎562-8996 (24時間受付)
- 草津警察署  
☎563-0110



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に悪影響を与え、将来世代の育成に懸念を及ぼす行為です。

児童虐待には身体に外傷を負わず（負わせる恐れがある行為を含む）「身体的虐待」、児童に対してみだらな行為をする・させる「性的虐待」、十分な養育をしない（食事を与えない、病院や健診に連れて行かない、通学させない）「ネグレクト」、子どもに暴言を浴びせる、配偶者間の喧嘩や暴力を見せる「心理的虐待」があります。



10月17日、滋賀県要保護児童対策連絡協議会の児童虐待防止キャラバン隊が訪問

☎551-0300  
FAX 552-9320  
☎562-8996

☎551-0300  
FAX 552-9320

子どもの様子を見て「おかしいな」と思ったらためらわず、最寄り子ども家庭相談センターや家庭児童相談室に連絡をしてください。



## 市長からのメッセージ

市民の皆さまへ

### 子どもの笑顔・市民皆さんの笑顔がいちばん

11月は児童虐待防止推進月間です。

連日ニュースなどで取り上げられる児童虐待の報道に、胸を痛めている人も多いと思います。子育てのちよつとした悩みや不安の積み重ねなど、さまざまな理由で起こる児童虐待は、親子を傷つけ苦しめ、子どもの将来に大きく影響します。

こうした中、児童虐待防止を呼びかけるための行動として、11月1日には、市内で街頭啓発を行います。また、過日10月14日には、

「子どもの笑顔がいちばん！」を合言葉にたすきをつなぐ「びわ湖一周オレンジリボンたすきラリー」、10月17日には、庁舎前で児童虐待防止キャラバン隊によるメッセージ伝達式がありました。このような活動をきっかけに、児童虐待防止について考えていただけるとうれしいです。

児童虐待の早期発見と防止のためには、一人ひとりがこの問題に関心と深い理解を持つとともに、地域

みんなで子育てを応援していくことが大切です。自身や周りの親子の悩みなど、心配事がありましたら、家庭児童相談室☎551-0300に連絡・相談してください。

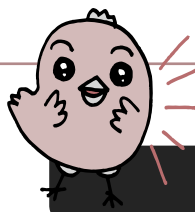
この時期は、各地でふれあいまつりや文化祭など、たくさん催しが行われています。皆さんもご参加いただき、地域の輪を広げながら、充実した秋をお過ごしください。



「子どもの笑顔がいちばん!」。オレンジリボンたすきラリーで児童虐待防止を呼びかけ

栗東市長

野村昌弘



## 子育て情報

### ～「食事のしつけ」ってどんなこと?～

おおよそ5～6か月ぐらいから離乳食がスタートします。手づかみ食べや遊び食べ、好き嫌いが始まったりすると、子どもにどのように教えればいいのか?と悩むお母さんは多いと思います。

手づかみ食べは、食べる意欲を育てるうえで大切な成長過程の一つです。できる限り好きなようにさせてあげましょう。1歳半頃になると、手づかみ食べがじょうずになります。持ちやすく、一口で食べられる大きさに食材を工夫してあげましょう。自分で食べられる喜びが、食べる意欲を育てます。

大人が持つスプーンに興味を示してつかもうとした時は、赤ちゃんにも1本持たせてあげましょう。まだ使いこなすのは無理ですから、大人がスプーンですくって、子どもが自分で口に運べるように手を添えてあげます。うまく使えず嫌がった時は、無理をせずしばらく様子を見ましょう。

少しずつ自分で食べられるようになった頃に、遊び食べが始まりますが、これも成長過程の一つです。ある程度は割り切って、床に新聞紙やシートを敷くなどすると、掃除の手間が省けます。また、遊びながらでは食事に集中できません。子どもが嫌がっても、30分程度で切りあげます。食べさせたいからといって、追いかけて食べさせることはやめましょう。

食事のしつけに、これが一番という方法はありません。食事の習慣が身につくようになるのも時間がかかります。「笑顔で見守る」って意外と難しいことですが、根気よくつきあってあげてください。

食事の基本は、「おいしく食べること」「家族で食事をする事」です。毎日は無理でも、休日には家族団らんの時間をつくるようにしてください。大人の示すお手本が自然と身につくように、楽しくて明るい雰囲気をつくっていくことが大切です。



#### 圃地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内 ☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527
- ・治田東児童館内 ☎ 554-6115 FAX 554-6116

### ～「民事訴訟管理センター」のハガキは無視してください～

「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いたとの相談が急増しています。

消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせたうえ、訴訟の取り下げについて相談するよう誘導しています。

消費者が電話をすると、その場で脅されたり、請求が繰り返されたりします。

身に覚えのない請求に応じる必要はありません。無視してください。悪質業者は架空請求ハガキを不特定多数の人に送り付け、連絡してきた人をターゲットに絞り込み、執拗に支払いを強要します。こちらからは絶対に連絡しないようにしてください。電話をしてみた場合は、請求されても絶対に応じないようにしてください。不安を感じたり対応に迷った場合は無料の消費生活相談窓口へご相談ください。

圃自治振興課 消費生活相談窓口

☎ 551-0115 (局番なし188) FAX 551-0432  
滋賀県消費生活センター ☎ 0749-23-0999



## 草津警察署安全伝言板

### 暴力団追放三ない+1 (プラスワン)

- ・暴力団を「利用しない」
- ・暴力団を「恐れない」
- ・暴力団に「金を出さない」
- ・暴力団と「交際しない」



「暴力団追放三ない+1」とは、県民の力で、暴力団を追い出し、明るいまちを作るため、また、暴力団による犯罪の被害に遭わないための合言葉です。

暴力団に関する情報や相談は、最寄りの警察署、交番、駐在所などにお寄せください。

- 滋賀県警察本部刑事部組織犯罪対策課  
☎ 077-527-2140(暴力追放ホットライン)
- (公財)滋賀県暴力団追放推進センター  
☎ 077-525-8930(ヤクザゼロ)

圃草津警察署 刑事第二課

☎ 563-0110 FAX 563-0116